文教・警察常任委員会資料 平成 24年(2012)3月 12日 教育委員会事務局文化財保護課

議第49号

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により博物館法(昭和26年法律第285号)が一部改正されたことに伴い、従来は同法で規定されていた博物館協議会の委員の任命基準を文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1)滋賀県立琵琶湖博物館協議会の委員の任命基準を定めることとします。(第7条関係)
- (2)この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新
第1条から第6条まで 省略	第1条から第6条まで 省略
第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。	第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。 (1)学校教育の関係者 (2)社会教育の関係者 (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4)環境の保全に資する活動を行う者 (5)文化財の保護に資する活動を行う者 (6)学識経験のある者 (7)その他教育委員会が適当と認める者
<u>2</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。	3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
<u>3</u> 委員は、再任されることができる。	<u>4</u> 委員は、再任されることができる。
第8条以下 省略	第8条以下 省略